

水道水質に関するお知らせ

平成27年度水質検査計画(案)を策定しました。

水道局では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令（水道法など）に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた水質検査計画を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、平成27年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と平成26年の水質検査結果をお知らせします。

問い合わせ先 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963

鳥取市

**水道局
だより**

2015.3.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代表)
0857-53-7953(直通)
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>

平成27年度水質検査計画(案)の概要

●検査項目

▶毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが法令で義務付けられている項目。色、濁り、残留塩素の3項目です。

▶水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、鉛、亜硝酸態窒素、総トリハロメタンなど全51項目です。

▶水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。ウラン、トルエン、臭気強度など全26項目です。

▶クリプトスポリジウム等指標菌

人間など哺乳動物の消化管内や糞便に存在し、原水中に存在する場合は、クリプトスポリジウム等に汚染される恐れが高いとされる菌。大腸菌と嫌気性芽胞菌です。

▶クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。クリプトスポリジウムとジアルジアです。

●検査対象

法令で義務付けられている給水栓水を検査するとともに、独自に原水と市内に送り出す前の浄水場の水道

水を検査します。

●臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

●精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

●検査頻度

検査項目によって、毎日行うものから月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かります。



水質検査（叶水源）

- 給水栓水・・・蛇口から出る水
- 原水・・・水道水になる前の天然の水

平成26年の水質検査結果

検査項目	検査対象	検査の結果
▶毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
▶水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
▶水質管理目標設定項目 (平成27年1月に実施しました。)		安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
▶クリプトスポリジウム等指標菌 ▶クリプトスポリジウム等	原水	クリプトスポリジウム等指標菌が検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している安全な水道水をお届けしています。



平成27年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧できるほか水道局ホームページに掲載します。<http://www.water.tottori.tottori.jp/>

災害に備えて ～地震に強い水道への取り組み～

水道は、社会に必要不可欠な施設として重要な役割を果たしています。

地震などの自然災害の発生は、水道のシステムに大きな被害をもたらす可能性があります。このような非常事態においても安全な水道水を確保し、また、被災した場合でも速やかに復旧できる体制を確保しておく必要があります。

水道局では、水道施設等の耐震化や飲料水の確保に必要な施設を整備するとともに、災害時の施設の復旧や応急給水活動が迅速に行えるよう、さまざまな対策に取り組んでいます。

地震に強い水道へ

●耐震管路への更新

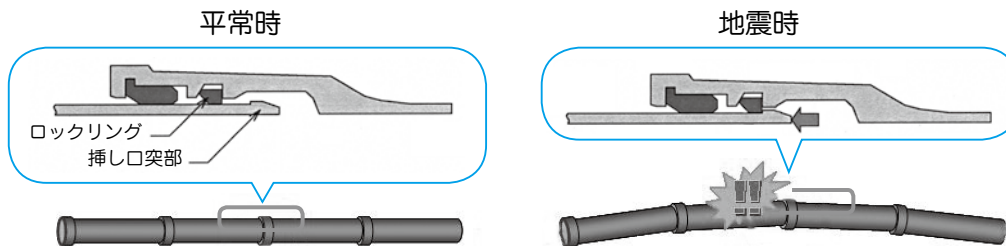
阪神・淡路大震災の発生を機に平成7年度から水道施設の地震対策として、耐震管路への更新を計画的に進めています。

管路の新設や老朽化した管路の更新に当たっては、衝撃に強く、耐震性に優れ、接合部分が離脱しにくい構造を持った水道管（耐震管）を口径50mm以上の全てに使用しています。



管路の新設工事の様子

代表的な耐震管路の接合部分 断面図



管路が伸縮、屈曲して、伸びきった後は挿し口突部がロックリングに引っかって管の離脱を防止します。

問い合わせ先 工務課改良係 ☎0857-53-7945

災害時の応急給水活動への取り組み

●応急給水拠点

鳥取市地域防災計画で指定された避難所などの中から、人口分布や水道施設の耐震化状況などを考慮して、応急給水拠点を定めています。

この応急給水拠点は、震災発生時から復旧までの間、周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点にもなります。今後も応急給水拠点の整備を進めていきます。



災害時に備えて保有しています。

●給水車	積載量2㎡：4台
●災害用小型浄水装置	浄水能力48㎡/日：4台
●非常用飲料袋	6リットル：1万9,200枚

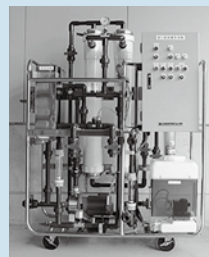
(平成27年2月1日現在)

●相互応援協定

災害発生後に、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための応援や受け入れを想定して、隣接する自治体や関係機関と相互応援協定を締結しています。

●水道局退職者災害時ボランティア協力者制度

水道施設の被害状況等の迅速な情報収集や応急給水拠点等での給水活動を水道局退職者（登録制）に支援してもらう制度を設けています。



災害用小型浄水装置



給水車

問い合わせ先 給水維持課量水器係 ☎0857-53-7932

鳥取・国府地域、河原地域および青谷地域の水道料金の統一について

～水道事業審議会から答申がありました～

水道局が給水している鳥取・国府地域、河原地域および青谷地域の水道料金を、合併調整方針に基づいて、平成27年度に統一します。

このことから、今後の水道料金体系の在り方を含め、水道料金統一について検討してもらうため、平成26年5月28日に水道事業審議会*へ諮問しました。

同審議会では、5回にわたって審議が行われ、12月11日に答申がありました。

現在、同審議会の答申を踏まえた料金改定に関する条例案を平成27年2月定例市議会に提案しています。最終的な水道料金統一の額と時期については、議決を経て決定します。

問い合わせ先 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952

答申の概要（本文から抜粋）

＜鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて＞

- 河原地域および青谷地域の水道料金を現行の鳥取・国府地域の水道料金に統一することが適当である。
- 実施時期については、平成27年9月の定例日以降に使用した水量から適用されたい。
- 今後の社会情勢や水需要の動向等を勘案しつつ、長期的視点に立った鳥取市水道事業財政計画を踏まえ、平成28年度以降に水道料金改定を検討されたい。

＜今後の水道料金体系の在り方について＞

- 今後の料金体系の見直しの方向性としては、水量の多寡に関係なく経常的に発生する費用である固定費を、基本料金へ配分強化(40%程度)して回収するとともに、受益者負担の原則および負担の公平の観点から、小口径需要者の基本料金の増額を図られたい。なお、小口径需要者の基本料金の増額は、生活用水の使用者への影響を抑制するため、緩やかに実施されるよう配慮されたい。
- 料金収入に占める基本料金の配分強化と小口径需要者の基本料金の増額は、平成28年度以降の水道料金改定に合わせて検討されたい。

■ 現行料金と改定料金案との比較

一般家庭（メーター口径13mm）1カ月に20m³使用した場合の水道料金（税込み）

	現行料金	改定料金案
鳥取・国府地域	2,073円	2,073円
河原地域	3,240円	
青谷地域	1,860円	

*水道事業審議会

水道料金など、水道事業の重要な事項について調査や審議を行う市長の諮問機関。学識経験者や公募などの委員20人で構成。



松原水道事業審議会会長（写真右）から深澤市長に答申書が提出されました。

水道百年史にあなたの写真を載せてみませんか？

「水道にまつわる写真」募集します。

本市の水道は、大正4年10月に給水を開始して、平成27年に100年を迎えます。

水道局では現在「鳥取市水道百年史」の編さん作業を進めているところです。その中の企画として、百年史に掲載するための「水道にまつわる写真」を募集します。

水道工事や水道施設の写実はもちろん、ご家庭で水道を使用している様子など、水道をテーマとした写真であれば新旧を問わず何でも結構です。永年保存される百年史にみなさんの写真を掲載してみませんか。



●テーマ：「鳥取市の水道にまつわるものであれば自由」

※応募は1人1点とします。

※ご応募いただいた中から抽選で100人の方に記念品を差し上げます。なお、当選者の発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます。

●応募期限：平成27年6月1日(月)

●応募方法：「住所」「氏名」「連絡先電話番号」「百年史への応募者氏名掲載の可否」が分かるものを添えて、郵送・持参または水道局ホームページに掲載の送信フォームからご応募ください。可能であれば「撮影日時」「撮影場所」「写真の内容」もお示しください。

●応募規格：◆写真プリント A4判サイズまで

◆写真データ JPEG形式、500KB以上3MB以下

●応募先：◆郵送／持参

〒680-1132 国安210番地3

水道局経営企画課内 百年史編さん委員会

◆水道局ホームページ

<http://www.water.tottori.tottori.jp/>

●その他：応募いただく作品は、応募者本人が著作権を有する写真に限ります。

なお、極端な補正、合成などの加工作品は不可とします。郵送料、通信費などの応募に係る費用は、応募者のご負担となります。

問い合わせ先 経営企画課広報係 ☎0857-53-7953

中高層建物の直結式給水について ～直結増圧式給水導入のお知らせ～

本市の給水方式には、配水管の水圧で直接蛇口まで給水する直結式(直結直圧式)と、受水槽や高置水槽にためてから蛇口に給水する貯水槽式があります。

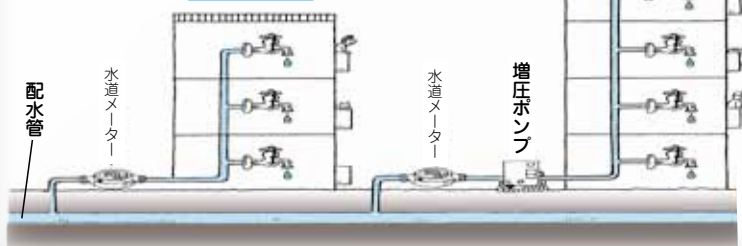
平成27年4月1日から、直結式の新たな給水方式として、それまで貯水槽を設置する必要のあった集合住宅などの中高層建物に増圧ポンプを設けることで、直接蛇口まで給水する直結増圧式を追加します。

直結式の代表的な例

直結式の特徴

- 貯水槽の点検・清掃が不要です。
- 貯水槽の設置スペースが不要のため、敷地を有効に活用できます。
- 水道工事や災害などで配水管が断水になった場合、貯水機能がないため、すぐに建物への給水が止まります。

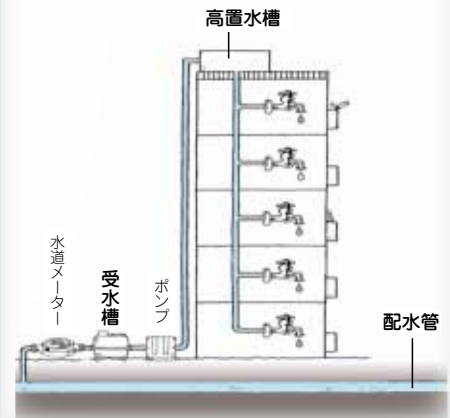
直結直圧式



直結増圧式

平成27年4月1日から新たに追加。

貯水槽式の代表的な例



詳しい内容・届け出方法などについては、お問い合わせください。

問い合わせ先 給水維持課給水係 ☎0857-53-7934

集合住宅(アパート・マンションなど)の特例料金

～集合住宅を管理されている皆さまへ～

水道局のメーターが1個で、2戸以上が使用するアパート・マンションなどの集合住宅では、届け出により、通常の水道料金計算とは異なる特例料金の適用を受けることができる場合があります。

※使用水量・戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。

※下水道使用料・集落排水施設使用料の計算方法にも適用されます。

詳しい内容・届け出方法などについては、お問い合わせください。

適用の
基準

- 各戸に蛇口が付いていること。
- 水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること。

問い合わせ先 料金課料金係 ☎0857-53-7922

●●●市民のみなさんのご意見を募集します●●●

～鳥取市水道事業長期経営構想(改訂案)～

水道局では、平成17年6月に「鳥取市水道事業長期経営構想」を策定し、「お客さまの視点に立ち、お客さまに信頼していただける水道を目指す」という経営方針のもと、健全な事業運営に努めてきました。

長期経営構想を策定してから約10年が経過し、この間、本格的な人口減少社会が到来したことや、簡易水道事業等を平成28年度末に上水道事業へ統合する計画が策定されたことなど、本市水道事業を取り巻く環境に大きな変化がありました。こうした変化のなか、高度経済成長期以降に整備した水道施設が、今後、大量に更新時期を迎えます。

これらの課題に対応し、市民のみなさんに安全で安心な水道水を安定的にお届けしていくため本構想の改訂に取り組んでいます。

この長期経営構想(改訂案)について、市民のみなさんのご意見を募集します。

公開期間 3月2日(月)～23日(月)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

資料公開 水道局国安庁舎、市役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支所の窓口、水道局ホームページなど

提出期限 3月23日(月)必着

問い合わせ先 経営企画課経営係(〒680-1132 国安210番地3) ☎0857-53-7952

FAX 0857-53-7802 メールアドレス kousou@water.tottori.tottori.jp